

# 社会福祉法人ぱる 定款

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 老人短期入所事業の経営
  - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ハ) 老人介護支援センターの経営
  - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
  - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

### (名称)

**第二条** この法人は、社会福祉法人ぱるといふ。

### (経営の原則等)

**第三条** この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

**第四条** この法人の事務所を埼玉県戸田市喜沢南二丁目五番地二十三号に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

**第五条** この法人に評議員七名以上八名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

**第六条** この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

**第七条** 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

**第八条** 評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

### (構成)

**第九条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学職経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会は推薦する。
- 3 評議員の推薦に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

### (評議員会の権限)

**第一〇条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (8) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

**第一一条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

**第十二条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、その都度出席した理事と評議員の中から互選で定める。

#### (決議)

**第十三条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める低数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

**第十四条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### 第四章 役員及び職員

##### (役員の数)

**第一五条** この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名以上七名以内
  - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とし、一名を専務理事とし、理事長、専務理事以外の理事のうちに、常務理事を1名置くことができることとする。
  - 3 前項の専務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

##### (役員を選任)

**第一六条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
- 3 理事長及び、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

##### (理事の職務及び権限)

**第一七条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。その時期は5月、6月、翌年1月、3月とし、その他必要に応じて開催する。

##### (監事の職務及び権限)

**第一八条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

##### (役員任期)

**第一九条** 役員の任期は選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。また、理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

#### (役員解任)

**第二〇条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

**第二一条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

**第二二条** この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

### 第五章 理事会

#### (構成)

**第二三条** 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

**第二四条** この法人の業務の決定し、理事の職務の執行の監督、および理事長及び専務理事の選定及び解職は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

#### (招集)

**第二五条** 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集し

なければならない。

- 3 理事会に議長を置く。議長は、理事長が行う。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

**第二六条** 理事会の決議は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第二七条** 理事会の議事については当該理事会に出席した理事長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

### 第六章 資産及び会計

#### (資産の区分)

**第二八条** この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 現金 1,000,000 円
  - (2) 建物
    - ①埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3208 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根、地下 1 階付 5 階建 指定介護老人施設いきいきタウンとだ 1 棟（延 6,626.56 m<sup>2</sup>）及び附属建物、木造スレートぶき 2 階建 共同住宅寄宿舍（延 210.70 m<sup>2</sup>）
    - ②埼玉県蕨市南町二丁目 6412 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建指定介護老人福祉施設いきいきタウン蕨（延 4,974.43 m<sup>2</sup>）
    - ③千葉県野田市中根新田字八幡 193 番地 12 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建指定介護老人福祉施設いきいきタウンのだ（延 4,036.85 m<sup>2</sup>）
    - ④埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3207 番地 31 所在の木造亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦葺 2 階建 小規模多機能型居宅介護事業ぱるの家きざわ
  - (3) 土地  
埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3207 番 29（100.56 m<sup>2</sup>）、  
埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3207 番 30（74.18 m<sup>2</sup>）、  
埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3207 番 31（41.95 m<sup>2</sup>）、

埼玉県戸田市喜沢南二丁目 3210 番 3 (1012 m<sup>2</sup>)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三九条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

**第二九条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して 基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

**第三〇条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### (特別会計)

**第三一条** この法人は、特別会計を設けることができる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第三二条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第三三条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

#### （会計年度）

**第三四条** この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

#### （会計処理の基準）

**第三五条** この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### （臨機の措置）

**第三六条** 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

### 第七章 公益を目的とする事業

#### （種別）

**第三七条** この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会に置いて営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 福祉用具貸与の事業
- (3) 特定福祉用具販売の事業
- (4) 住宅改修の事業
- (5) 地域包括支援センターの事業
- (6) 介護職員養成研修の事業
- (7) 市町村より受託する住民等に対する支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

(剰余金が出た場合の処分)

**第三八条** 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

**第三九条** この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産業

2 前項の事業運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

(収益の処分)

**第四〇条** 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第九章 解散及び合併

(解散)

**第四一条** この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第四二条** 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

**第四三条** 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、定款第13条第2項に定める評議員会の決議を得、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

## 第十章 定款の変更

**第四四条** この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅延なくその旨を埼玉

県知事に届け出なくてはならない。

## 第十一章 公告の方法その他

### (公告の方法)

**第四五条** この法人の公告は、社会福祉法人たるの掲示場に提示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

**第四六条** この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この定款は、平成一五年一月四日から施行する。

この定款は、平成十七年三月二十三日から施行する。

この定款は、平成十七年十一月二日から施行する。

この定款は、平成十八年六月十二日から施行する。

この定款は、平成十九年九月二十七日から施行する。

この定款は、平成二一年一月二十九日から施行する。

この定款は、平成二二年六月十四日から施行する。

この定款は、平成二二年十一月二十九日から施行する。

この定款は、平成二五年七月十一日から施行する。

この定款は、平成二七年八月十八日から施行する。

この定款は、平成二八年六月二十九日から施行する。

この定款は、平成二九年四月一日から施行する。

この定款は、平成三十年九月二十六日から施行する。

この定款は、令和一年十一月十五日から施行する。

この定款は、令和二年六月十九日から施行する。

この定款は、令和五年七月一日から施行する。

この定款は、令和六年七月一日から施行する。